

瑞浪市デジタル田園都市国家構想総合戦略推進会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づく瑞浪市デジタル田園都市国家構想総合戦略（以下「総合戦略」という。）に関し、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見又は助言を求めるため、瑞浪市デジタル田園都市国家構想総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 市長が推進会議において、意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の進捗状況に関すること。
- (2) 総合戦略の見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生の施策に関すること。

(参加者)

第3条 推進会議の参加者は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 公共的団体の推薦を受けた者
- (2) 産業・経済関係団体の推薦を受けた者
- (3) 教育関係団体の推薦を受けた者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として同一の者に第5条に規定する開催期間継続して推進会議への参加を依頼するものとする。

(運営)

第4条 推進会議の参加者は、その互選により推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）を進行する座長を定める。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 推進会議の開催期間は、1年間を目途とする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。